

## ☆研修に参加して☆

春日市社会福祉協議会 田代 文子

今回の研修での内容は、自分が考えていたものをはるかに超えるものでした。ホームレス支援活動がこれほど幅広く奥が深いものだということは知りませんでした。

例えば、現場研修させていただいた「おにぎりの会」。私が想像していたものは「住所不定の方へ食事を提供する活動」でした。しかし、実際それは活動の一部に過ぎず、そのやり取りを通じて情報交換や現状・課題の把握がその先にあり、何よりそのおにぎりを介して広がる明るい雰囲気がとても新鮮で、自分自身ホームレスに対して何か偏見のようなものを抱いていたことに気づき恥ずかしく思いました。

ホームレス問題はさまざまなものがあるものの、たいへん難しく、現代の制度下では支援内容も限られてくるのが現状です。確かに社会的制度の矛盾や産業構造のひずみが生じたものかもしれません、そこでどまらず同じ社会に生きる者として、目の前の『できること』を探し『できる範囲』で活動されている「すまいの会」、「おにぎりの会」の姿はボランティア活動の原点を再認識させられました。

少し立ち止まって自分を振り返り、改めて社会を見つめ直す機会をいただいたことに感謝します。ありがとうございました。

NPO法人ホームレス支援  
「福岡おにぎりの会」

に 관심のある方、またホームレス支援活動に今後関わってみたいという方は、毎月第一金曜日（午後六時・炊き出し調理作業 午後九時・夜回り訪問活動）を実施（但し、越冬期十二月～一月は毎週金曜日）しておられますので、参加してみてはいかがでしょうか。

すでに、個人的に参加している社協職員も何名かいます。

## 【事務所・集合場所】

〒812-10017

福岡市博多区美野島一丁目三一

美野島カトリック司牧センター

T／F (092) 431-5785

[URL:<http://www.pastorana.com/homeless.html>](http://www.pastorana.com/homeless.html)

## 【カンパ送り先】

（郵便振替）

01770-5-130212

NPO法人ホームレス支援

福岡おにぎりの会

## 【支援物資送り先】

日本キリスト教団西福岡教会

〒814-0015

T／F (092) 821-4365

## ◇研修後記◇

なぜ、自分の住んでいる街に居もしない「ホームレス」の研修をしなければならないのか、と、この研修を批判的な眼でしか見ることができなかつたワーカーが居るかもしれません。しかし、あえて地職連でこの研修をさせて頂いたのには意味があります。

彼ら福岡市のホームレスは、約一、〇〇〇人はいると言つもの、福岡市民約一三〇万人から見るとごく少数者であり、まさに社会的弱者です。しかし、このホームレス支援活動を反対側から見れば、ホームレスは街の邪魔者で排除の対象なのです。

「支援しなければ」と言う人がいる反面「排除よ」という人がいます。どちらがメッセージ的な考え方か、想像してみて下さい。

「排除」という考え方とは、その人の生存権、人権を完全に否定し、「人」として見ていいない「障害物」や「ゴミ」という見方だということです。

これは、少し想いを巡らせて、自分たちの街に置き換えて考えれば、ホームレス以外の少数者のことで、同じように思い当たることがあるということです。

あなたの街では、在宅の精神障害者、痴呆高齢者、重度障害者などどのように見られどのように取り扱われていますか。

近所で統合失調症の方や薬物依存、アルコール依存の方がいれば、周辺住民がこそつにしつかりと考えましょう。

て「危ないから出て行け」「何するか分からんから施設に入れてしまえ」と排除の動きになり、社協も一緒になって「そうだ、そうだ。」という立場を取つていないのでしょうか。

痴呆の独居高齢者がいると、「火事を出されたり、泥棒扱いされるので、出て行つてもらいたい」という近所の声に、「そうですよね、出て行くよつに遠方の家族や親戚に説得します。」といった対応をしていないでしようか。

これらは全て「排除」の動きであり、私たちが口にしている「福祉」の取り組みとは完全に違うものです。

社協は住民の声を聞いて、住民と共に考え一緒に福祉活動をしていく団体と言われますが、そこで言う「住民」とは一体誰のことなのかを、今一度よく考えて頂きたかったという意味。それから、ある事象を研修することから、それを自分の地域の問題に置き換えて考えることができるような「応用力」を培つて頂きたかったということ。また、最大の意味は人が人として生きていくための「人権」を、体験を通じて感じて頂きたかったということです。これ以外にも、色々な意味を含ませていましたが、参加者の皆さんはどのような感じたのでしょうか。

これらの問題は、単に社協のサービスメニューを増やしたからと言つて解決できるものではありません、社協は、我々社協ワーカーは、一体何をしたらしいのか、これから一緒にしつかりと考えましょう。

## 【研修事業報告】

「地域福祉権利擁護事業再確認研修」

## 『地域福祉権利擁護事業と成年後見制度』

「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度を利用して安心できる生活を」

成年後見制度を利用して

安心できる生活を

平成十六年十一月七日(火)～九日(木)の三日間、各ブロックごとに研修会場を設定し(筑後・両筑ブロック(久留米市社協)、筑豊ブロック(田川市社協)、福岡ブロック(古賀市社協))、社団法人成年後見センター(リーガルサポート福岡支部及び福岡県社協)、基幹的社協(久留米市社協、田川市社協)の協力をいただき、標記研修の参加を呼びかけたところ、三日間で延べ四十八名・三十七社協の参加があり、研修が実施されましたので報告します。

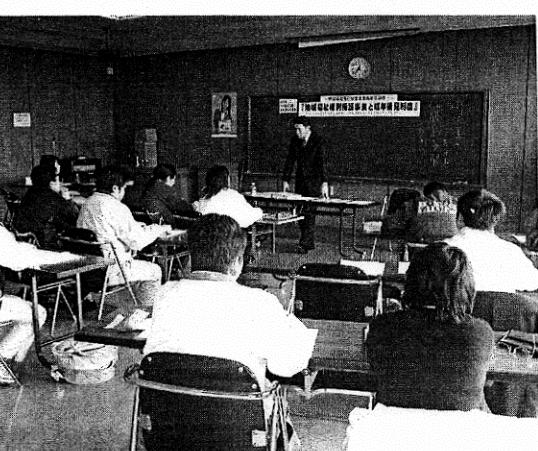
成年後見制度と地域福祉権利擁護事業は、通帳を何度も無くし、日常の金銭管理が十分にできなかつたり、繰り返し悪質な訪問販売に騙されたり、介護サービス等の契約が一人でできない等、「判断能力が不十分なため、生活がおびやかされる」痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者の生活を支援するという面では同じである。そのため、地域福祉権利擁護

事業で対応できる場合は、その範囲で支援することとなるが、契約内容が理解できなくなったり財産管理が必要になる場合は、成年後見制度につないだりして両制度をうまく連動させながら支援する必要がある。大きな違いは、契約の「解除」は地域福祉権利擁護事業でもできるが、法律行為の「取り消し」は成年後見でないと認められない。

成年後見制度は、家庭裁判所に申立を行

い(本人・配偶者・4親等内親族・親族いない場合は市町村長でも可)、本人の判断能力により「補助人・保佐人・後見人」のいずれかの支援者を選任(親族が一番多いが、弁護士や司法書士、社会福祉士などの第三者を立てたり、現在田川市社協が受けているような法人後見人

地域福祉権利擁護事業は、本人が基幹的社協と利用契約を行うが、最初の相談窓口は各社協となるため、制度の十分な理解とニーズ把握及び制度利用へ結びつける役割が求められる。この事業は、生活支援員が日常的な金銭管理や福祉サービスの利用、通帳や証書等の書類預かりといった支援を行う。現在の利用状況は、金銭管理が一番多い。あくまでも日常金銭管理(約50万の範囲)であり、財産管理とは違う。また成年後見と違い、必要な情報収集、分かりやすい説明、関係機関との連絡調整等を通じ、本人が判断できるように支援し、本人の意思決定をそのまま実行することとなる。来年1月から利用料が改定され、1時間まで1,000円。30分超過する毎に350円加算されるようになる。



成年後見制度の利用は、2003年4月からの1年間で全国17,000件。

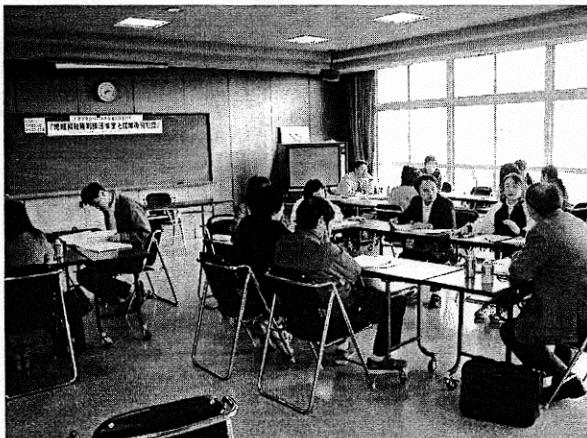


もある)し、財産管理及び身上監護に関する契約等を、本人に代わって同意や取消の判断や意思決定を行う。この際「補助人・保佐人」については、基本的に本人の承諾が必要となり、自立生活能力を残すために最低限の制約しかしないよう配慮されている。また、将来判断能力が衰える前に、財産管理や入所契約等を自分の信頼する人に任せせる「任意後見制度」がある。

地域福祉権利擁護事業は、本人が基幹的社協と利用契約を行うが、最初の相談窓口は各社協となるため、制度の十分な理解とニーズ把握及び制度利用へ結びつける役割が求められる。この事業は、生活支援員が日常的な金銭管理や福祉サービスの利用、通帳や証書等の書類預かりといった支援を行う。現在の利用状況は、金銭管理が一番多い。あくまでも日常金銭管理(約50万の範囲)であり、財産管理とは違う。また成年後見と違い、必要な情報収集、分かりやすい説明、関係機関との連絡調整等を通じ、本人が判断できるように支援し、本人の意思決定をそのまま実行することとなる。来年1月から利用料が改定され、1時間まで1,000円。30分超過する毎に350円加算されるようになる。

成年後見制度の利用は、2003年4月からの1年間で全国17,000件。

業を展開している社協も紹介されたがまだ少なく、今後各社協で住民が気軽に利用できるサービスの展開が求められる等の意見が出された。



自分の役割を再確認できたのではないだろうか。

## 『地域福祉権利擁護事業』

に関するご相談・お問い合わせは

福岡県社会福祉協議会福祉振興部相談課  
Tel 092 (584) 7411

【基幹的社協】

久留米市社会福祉協議会（担当・斎場）  
Tel 0942 (34) 3035

田川市社会福祉協議会（担当・西村）  
Tel 0947 (44) 5757

## 『成年後見制度』

に関するご相談・お問い合わせは

社団法人 成年後見センター・

リーガルサポート福岡支部  
Tel 092 (738) 7050

※成年後見制度については、この他にも『あいゆう』弁護士会や『ばあとなあ』社会福祉士会などでも相談が受けられます。



「権利擁護の取組みの中で思うこと!」

### 生活支援員の立場から

田川市社会福祉協議会（基幹的社協）

権利擁護担当 西村 勝也

平成十一年十月から始まった地域福祉権利擁護事業も今年で六年目を迎えます。本来この事業は、介護保険による福祉サービスを利用する上で、サービス提供者と利用者との契約行為（法律行為）をサポートするためのものです。ご存じのように、介護保険施行前の準備段階で痴呆性高齢者の介護認定の問題やサービス提供者との契約が可能か否かの問題が浮き彫りになりました。言うまでもなく、介護保険制度の利用は、サービス提供者との契約行為によるため、契約書の内容が理解できることが条件となります。しかし、判断能力が不十分な高齢者は、契約内容が理解できないため不利益をこうむることがあります。例えば、訪問販売員による詐欺による高額商品の購入が代表的な例です。こうした、判断能力の不十分な方々（痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者）が地域で普通に暮らせるよう支援するのが地域福祉権利擁護事業であり成年後見制度です。

私が、この事業に関わるようになったのが生活支援員からでした。地域福祉権

利擁護事業という名称は聞いていましたが、事業そのものは全く知りませんでした。むしろ、「権利擁護事業はトラブルの元」というイメージだけがありました。

ある日、地域に暮らす一人の視覚障害と精神障害を持たれた方の日常的金銭管理の依頼が社協に飛び込み、権利擁護の生活支援員として月に一回程度、銀行での金銭の出し入れをするようになり、現在も続けています。地域福祉権利擁護事業がスタートして今年で六年目を迎えますが、この間、権利擁護に関する見直しや改正がなされています。利用対象者の枠を在宅の方から施設入所者や入院者も含まれ、更には「日常生活に不安を要する者」と対象者枠が拡大されました。また、従来実施されていなかった「預かりサービスの取組み」「権利擁護利用料金の改定」と権利擁護の見直しがなされました。

私は生活支援員を通じて、料金改定は本事業の利用者にとって「ふところの痛み」改定と思いました。生活支援員は、直接利用者と関わる業務です。それだけに、利用者の台所が手に取るようにわかるからです。現在、私が担当する利用者の方は、自分の生活費を切り詰め、身内の借金を肩代わりし返済に充てております。料金改定の説明をする際も、辛い報

今日に至っています。

私は生活支援員を通じて、料金改定は本事業の利用者にとって「ふところの痛み」改定と思いました。生活支援員は、直接利用者と関わる業務です。それだけに、利用者の台所が手に取るようにわかるからです。現在、私が担当する利用者の方は、自分の生活費を切り詰め、身内の借金を肩代わりし返済に充てております。料金改定の説明をする際も、辛い報

告をいたしました。しかし、権利擁護は自分の生活を支える唯一の手段であるため、「いいよ、あんたを信用しちゃうき。」と言つてくれました。この時、この言葉の重さを痛感いたしました。

権利擁護事業は、利用者の生活の中に入り込み、利用者の抱えている悩みや苦しみをかい見る業務です。それだけに、「共生」と言う言葉の意味を改めて思い知らされています。「共に生きる」、実際に温かみのある良い言葉ですが、その根底に流れる苦悩にどれだけ取組む姿勢を私たちが持つているのでしょうか。地域で暮らす高齢者や知的・精神の方々は、何らかの問題をかかえ、その打開策を模索しているのではないでしょうか。かつて私が福祉活動専門員をしていた頃、某社協の専門員が「社協は最後の砦でなければならない。」と述べられました。地域福祉を担当する上で、地域で発生した福祉ニーズをキャッチし、地域住民と協力して取組むことが社協マンの役割だと私は思います。

「社協は最後の砦でなければならない。」この言葉、皆さんはどう考えますか。

## —事業のお知らせ—

2004年度福岡県地域福祉活動職員連絡会研修事業

### 「地域担当社協ワーカーのつどい」(広域版)

—映像を見ながら分かるまで話してみよう—

本連絡会の研修および交流事業の一環として、標記つどいを実施致します。すでに、各社協にはご案内を差し上げておりますが、多くの皆さまに是非参加して頂きたいと願っておりますので、再度ご案内申し上げます。

**【日時】 2005年2月9日（水）10日（木）  
9日 10:00（受付）～10日 16:00（終了）**

**【会場】 原鶴温泉 ホテルパレンス小野屋  
〒838-1514 福岡県朝倉郡杷木町原鶴温泉  
TEL:0946(62)1120 FAX:0946(62)2738  
URL:<http://www.parens.jp/>**

**【参加定員】 120名（定員になり次第〆切）**

**【参加費等】 参加費 ¥1,000-  
昼食代 ¥1,600-（2日分）  
宿泊費・懇親会費 ¥10,000／¥4,000**

#### 【研修内容】

4つのグループに分かれて、4つのルームをローテーションして研修していただきます。

研修では、それぞれ取り組みに係るビデオ上映とそこに関わった社協ワーカーの報告を聞き、参加者と意見交換しながら学習します。

#### ◇その1

##### 『ふれあいネットワーク組織を考えてみる部屋』

報告者：田代久子氏（水俣市社協）

#### ◇その2

##### 『ふれあいきいきサロンを考えてみる部屋』

報告者：藤川征典氏（飯塚市社協）

#### ◇その3

##### 『福祉移送サービスを考えてみる部屋』

報告者：園木崇嗣氏（春日市社協）、山下健一郎氏（直方市社協）、物部美加氏（浮羽町社協）

#### ◇その4

##### 『福祉問題調査活動（地域福祉マップづくり）を考えてみる部屋』

報告者：國武竜一氏（浮羽町社協）

#### 【申込み・問い合わせ先】

福岡県地域福祉活動職員連絡会事務局

浮羽町社会福祉協議会内（國武まで）

TEL 0943(77)8351 FAX 0943(77)4060

E-mail:[info@ukiha-shakyo.or.jp](mailto:info@ukiha-shakyo.or.jp)

**※是非ご参加下さい！**

役員の中からまなこ編集委員が選ばれ、編集委員が内容を企画し、内容に応じた記事を、それぞれのブロックで分担して集め、県社協の協力を得てその記事を「まなこ」の形として紙面に作り上げ、印刷して各社協に発送する。というの協は昔、愚痴を言つても始まりませんが、事業実施についても、この「まなこ」の発行についても、非常に厳しい状況です。一市町村社協内で地職連の事務局を持たざるを得ないということ自体異常かと思いますが、今後どうなるやらトホホ

#### 短めの編集後記